

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 56 年 1 月まで

私は、18 歳で就職した事業所の事務担当者から厚生年金保険及び国民年金の説明を受けていたので、当該事業所を退職した昭和 53 年 7 月に A 市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料は、毎月、市役所内の B 銀行か B 銀行 C 支店で納付した記憶がある。

申立期間中に結婚し、住所を異動したので納付記録が漏れているのではないかと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月頃に A 市から払い出されており、同年 11 月 21 日に資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A 市が保管する申立期間に係る国民年金保険料地区収納簿を確認しても、申立人の氏名（旧姓及び婚姻後の姓）は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間中に婚姻により、姓が変わり、住所を異動したため納付記録が漏れているのではないかと主張しているが、この住所の異動は A 市内での異動であり、これによって記録漏れが生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 平成 9 年 8 月 1 日から 11 年 5 月 31 日まで

私は、申立期間①について、A町に所在するB社において軽量鉄骨の加工や現地での組立作業等の業務に従事したのに、厚生年金保険の被保険者記録が昭和 40 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの 1 か月間しかないことに納得できない。

また、申立期間②については、C株式会社がD市に設置した工場の初代工場長として入社したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚の一人は、「私がB社に入社後、申立人を同社に入社するよう誘ったと記憶しており、私の入社時期は厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和 40 年 5 月頃で、申立人の入社時期はその後である。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 40 年 5 月 15 日であることが確認できる。

また、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、上記同僚の雇用保険の被保険者記録も厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

さらに、申立期間①におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

加えて、B社は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認す

ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶しているC株式会社の事業主及び事業所所在地をオンライン記録により確認することができることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、申立人が勤務したとするC株式会社は、平成8年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、11年\*月\*日に適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち同日から同年5月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の工場が適用事業所であったことも確認できない。

また、オンライン記録において、平成9年8月1日から11年1月29日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、C株式会社は平成11年\*月\*日に破産宣告を受け、16年\*月\*日に破産終結しており、申立期間②当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人のことは記憶していない。C株式会社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から数か月以上も後であった。」と供述していることから判断すると、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和54年1月6日に国民年金に加入し、60歳となる平成11年\*月\*日に資格喪失（平成8年4月からは申請免除）していることが確認できるとともに、申立期間中の同年2月10日に老齢厚生年金の裁定が行われ、当該年金を受給していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月から勤務していた A 株式会社、34 年 9 月に B 株式会社（現在は、C 株式会社）に合併されたため A 株式会社を退職したが、36 年 2 月 10 日から B 株式会社 D 支店 E 営業所に再雇用され、勤務を開始した。

しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 36 年 9 月 1 日となっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 株式会社から提出された人事記録から、申立人が申立期間において、B 株式会社 D 支店 E 営業所に勤務していたと認められる。

しかし、申立人によると、B 株式会社 D 支店 E 営業所に勤務していた従業員のうち 3 人は、申立人が以前勤務していた A 株式会社の同僚で、合併後も引き続き B 株式会社 D 支店 E 営業所に再雇用された従業員であると述べているところ、B 株式会社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該 3 人は、いずれも申立人と同じ昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社では、再雇用した従業員については、必ずしも再雇用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、C 株式会社は、「申立人に係る労働者名簿は保管しているものの、当時の賃金台帳等の資料は保管していないことから、申立人が厚生年金保険に加入していたか否か不明である。」と回答している上、申立期間当時、B 株式会社 D 支店 E 営業所の所長代理であった同僚は、「当時、B 株式会社 D 支店 E 営業所の従業員の厚生年金保険の加入手続は、同社 D 支店が行ってい

たので承知していない。」と供述している。

さらに、B株式会社D支店E営業所に再雇用された同僚3人のうち、連絡先が判明した一人は、「再雇用後も勤務形態に変わり無く残業もあったので、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和36年9月1日となっている理由は分からない。給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは記憶に無い。」と供述しており、申立期間当時のB株式会社D支店における支店長、次長及び経理課長（社会保険業務担当）は既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認できる供述が得られない。

加えて、申立期間におけるB株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 6 月 1 日まで  
昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 5 月 31 日までの期間において、A社B支社（現在は、C株式会社D支社）で、E 駅の F 職、G 駅の F 職及びH 駅の I 職として勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社D支社が発行した申立人に係る履歴証明書により、申立人は、昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 3 月 31 日までの期間は臨時雇用員として、同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は試用員として、A社B支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C株式会社D支社は、「A社では、臨時雇用員、試用員に対して、厚生年金保険加入を制度化したのは、臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日付け総裁達第 435 号）に基づく、申立期間後の昭和 38 年 10 月 1 日であることから、同日以前の期間において臨時雇用員及び試用員等を厚生年金保険に加入させることは無い。」と回答している。

また、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業



主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間において、A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務したが、年金事務所から申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 35 年 3 月 1 日から勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社が保管する申立人の労働者名簿に、雇入年月日は昭和 35 年 3 月 1 日、退職年月日は同年 4 月 2 日、職種は一般事務員と記載されていることから、申立期間において A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 株式会社では、「申立期間当時、女性一般事務員は、雇入れと同時に厚生年金保険へは加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 30 年 6 月から 36 年 3 月までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、B 株式会社が保管する労働者名簿において申立人と同職種であることが確認できる女性一般事務員 4 人について、労働者名簿の雇入年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、全員が雇用された日から約 1 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも雇入れと同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 980 (事案 135 の再々々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年頃から43年頃まで(昭和25年2月1日から26年6月21日までの期間を除く)

私は、A株式会社(現在は、B株式会社。)に昭和21年頃から43年頃までの期間において勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が25年2月1日から26年6月21日までの期間しか確認できなかった。

今回、A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録が長期間確認できる私の弟(C氏)の勤務状況を知る新たな者の供述を得た。

私がA株式会社関係の業務に従事していたことは間違いなく、厚生年金保険が未加入とされていることに納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立てについては、適用事業所名簿において、申立人が勤務したとするA株式会社における各事業所のうち、同社D支店を除く事業所について厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、同社に当時の資料は保管されておらず、申立人が同社に勤務していたことが確認できないこと、同社に勤務した同僚から申立人の勤務状況が確認できないこと等から、平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行なわれている。

また、その後、申立人は、A株式会社において勤務していたことを示す資料として、新たに同社労働組合の記念品の写真を提出し、同社に勤務していた前述の同僚とは別の者から事実関係を確認してほしいと申し立てたが、申立内容及び提出された資料については委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな

事情は見当たらないことから、平成 21 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行なわれている。

さらに、申立人は、これまで当委員会が申立人の A 株式会社での勤務状況を確認した同僚とは別の同僚から勤務状況を確認してほしいと申し立てたが、当該同僚から聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかったことから、平成 22 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行なわれている。

今回、申立人は、前述の複数の同僚とは別の同僚の名前を挙げて、「この人は、A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録が長期間確認できる私の弟（C 氏）の勤務状況を知っているの、この人の供述を参考にすれば、私が A 株式会社に継続して勤務していたことを証明できるのではないか。」と申し立てているところ、当該同僚は申立人の弟の勤務状況は知っているものの、申立人の勤務状況は知っておらず、当該同僚の供述に基づいて、申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことを確認することは困難である上、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の名前は確認できない。

また、B 株式会社人事部の担当者は、「資料が残っていないため確認することはできないが、当社は一部上場企業であり、昭和 27 年 8 月以降も当社に在籍し、所定の年数を継続して勤務した正社員に対しては退職金制度が適用されている。申立人が 43 年頃までの期間において継続して当社に勤務していたとするのであれば、当社から退職金が支給されたはずである。」と述べているところ、申立人は、「昭和 43 年頃に A 株式会社を退職した際、同社から退職金を受け取った記憶は無い。」と述べていることなどから判断すると、申立人が、申立期間において、A 株式会社の正社員として継続して勤務していたとは考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から45年2月1日まで

私は、申立期間においてA株式会社に正社員として勤務し、倉庫や資材の管理業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間の約2年6か月間は、A株式会社の正社員として勤務したことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社の元事業主は、「当時、当社には、正社員と日雇いを合わせると約75人の従業員がいたが、正社員のみ厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者は約35人であったことが確認できることから判断すると、同社では、雇用していた者全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人は、当初、「申立期間中は、正社員として勤務していた。」と供述していたが、調査の過程において「A株式会社がB市に移転した昭和40年2月以降は、日雇人夫として勤務していた。」と供述を変更している上、複数の同僚は、「申立人は、C社の業務と掛け持ちで勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社の正社員として勤務しておらず、日雇労働者として勤務していたことがうかがえる。

さらに、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が従事していたとする倉庫及び資材の管理等の業務に従事する者は正社員であったことがうかがえ

るところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和41年10月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得し、被保険者期間が比較的長い9人に照会したところ、7人から回答を得たが、申立人が正社員として同社に勤務していたとする供述は得られない。

加えて、前述の被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格を昭和42年2月1日に取得していることが確認でき、一般事務及び正社員の給与事務を担当していたとする者は、「正社員の給与台帳に申立人の名前は無かった。」と供述している。

また、A株式会社は平成17年6月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、「当時の賃金台帳等の関連資料は既に廃棄しており、詳細は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 21 年 8 月 16 日まで

私の夫は、昭和 11 年から 51 年までの期間において、A株式会社B工場 (C株式会社から、名称変更等を経て、現在は、D株式会社) に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 21 年 8 月 16 日となっている。

私の夫は、戦時中はE国にあったA株式会社の工場に約 3 年間勤務し、終戦の翌年に同社B工場へ帰任したが、この間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の制度発足当初から被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

D株式会社が保管する社員名簿により、申立人は昭和 12 年 3 月 16 日にC株式会社に入社したことが確認でき、同僚の供述及びA百年史から判断すると、申立人は申立期間において、E国に所在した同社F工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするC株式会社F工場があったE国は、厚生年金保険法 (昭和 19 年 5 月 31 日までは労働者年金保険法) の適用を受けない地域と定められていることから、同社F工場に勤務する者については、厚生年金保険の被保険者の適用除外とされていたことがうかがえるところ、D株式会社は、「国外の工場に勤務する者に係る当社における厚生年金保険の取扱状況については、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答している。



また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年1月1日から同年12月31日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している157人中、連絡先が判明した15人のうち10人から回答があり、そのうち6人は同社の海外工場で勤務した後に帰国し、同社B工場に復職したとしている者であるところ、当該6人について、同社の海外工場に勤務したとする期間に係る厚生年金保険法の被保険者記録が確認できず、それぞれが復職したとする時期と同社における被保険者資格を取得した時期がほぼ一致していることが確認できる上、同社F工場で経理事務を担当していたとする者は、「C株式会社F工場に勤務する者に厚生年金保険の適用はされなかったため、給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と述べていることから判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年8月16日であることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所でB職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時、A事業所には、事業主、事業主の妻、C職二人、D職一人及び私と同じB職の業務に従事していた女性二人がいた。入社時に、給与事務を担当していた事業主の妻から社会保険もあると言われたことを覚えており、私が所持している当時の通勤定期券からもA事業所に勤務していたことが分かると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の通勤定期券の写しにより、勤務先欄が「A」であること及び有効期間が昭和 49 年 6 月 8 日から同年 7 月 7 日までの期間であることが確認できること、並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年 6 月 8 日から同年 7 月 7 日までの期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主の子は、「給与事務を担当していた私の母は、『当時の資料は残っていないが、A事業所は従業員が5人を超えることは無かったため、厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことも無い。』と言っている。」と供述しているところ、適用事業所名簿により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、申立人が同僚として名前を挙げているC職は、「私は、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している

ところ、オンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録においてA事業所は確認できない。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も保存されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。